

不正行為

不正行為は懲戒処分対象の行為です。また、誤解を与えるような行為も不正行為とみなされる場合がありますので、本学学生として責任と良識をもって試験に臨んでください。

試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学または停学
	本学が実施する試験等における不正行為でカンニング等の不正行為	停学または訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	本学が実施する試験等における不正行為で処分を受けたものが、再度不正行為を行った場合	退学または停学

(新潟食料農業大学学生の懲戒に関する基準より抜粋)

なお不正行為を行った学生に対しては、上記の退学・停学・訓告の懲戒処分とあわせ、当該授業科目または当該学期の全履修科目の評価区分がD（不合格）とされます。